

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小田原市長

市町村名 (市町村コード)	小田原市 142069
地域名 (地域内農業集落名)	富水・桜井地区 (富水・桜井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 2日、12月17日 (第1～2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、箱根山地の山裾と酒匂川、狩川の間の足柄平野からなる水田地帯と樹園地が広がる箱根外輪山から東へ延びる丘陵地帯から構成されている。
- ・地域一体となって農産物のブランド化等にも取り組んでいるが、農業者の高齢化と後継者・担い手不足は著しく、農地についても営農しておらず、管理のみ行っている所有者も見受けられ、農業をやめたい、農地を手放したいという希望の農家の方が多くなっている。
- ・農道が狭い等、農地との接道状況等の営農環境の未整備や山間部の耕作放棄地の増加、所有・耕作農地の点在、病害虫・鳥獣被害、肥料、農機具の所有等をはじめとした農業経費の増加、所得の減少も課題となっている。
- ・農地と宅地が混在していて、住宅地との問題で営農環境の悪化が生じている。
- ・1つ1つの農地(田)が小さく、作業の非効率も課題である。
- ・堤防や水門等の老朽化も課題となっている。民有地等を流れる水路構造物の老朽化による改修に係る問題も生じている。
- ・農産物の販売先の開拓が課題となっている。
- ・地震・豪雨等の農地に被害を及ぼす災害が発生した場合の被害者救済も課題となっている。

【地域の基礎的データ】(農林業センサス2020より)※令和2年度

総農家数:274戸(うち、農業経営体数:150経営体)

農業経営体数の年齢状況:70歳以上 52.0%(うち、75歳以上 36.0%)

主な作物:水稻、野菜、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・農地については、認定農業者や認定新規就農者等の現在の担い手に限らず、新規就農者や法人をはじめとした多様な農業を担う者への集約化を進めていく。
- ・農地活用の手段の一つとして、地区内には多数の市民農園活用事例があり、それらも参考にして事業主体・運営主体も含め検討する。小さな区割りの田んぼについては、その大きさを活用して、オーナー制にすることも検討していく。
- ・農道・水路については、営農環境の改善を図るために、その整備についても検討していく。
- ・農産物の一層の販路拡大を図っていく。
- ・水稻栽培が盛んな地域であり、もみ殻の処理や活用について検討が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	217 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	217 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や認定新規就農者等の担い手、その他多様な農業を担う者への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構については組織統合による名称変更の影響等で認知度が低いため、農地中間管理事業の認知度を高め、その上で高齢や健康面等で耕作できなくなり後継者のいない方の農地については農地中間管理機構を活用して、すでにいる担い手及び新たな担い手への農地集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

担い手のニーズを踏まえ、農道整備事業を期限を定め計画的に実施する。また水門等、灌漑施設の老朽化も進んでおり、補修・維持管理についても手法を検討する。

蓮正寺地内の霞堤及びその周辺について、治水的な見地も視野に入れた上であり方の検討が必要。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域、市、JAで連携し、地区外からの耕作希望者や新規就農者・法人をはじめとした経営体の確保を行うとともに、定年帰農や半農半X、農福連携といった地域内外からの多様な経営体を募り、担い手の確保・育成につなげていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業委託等については、今後要望が増加していくものと思われ、地域での支え合いと、委託の必要性について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会が行う制度(捕獲報奨金、侵入防止柵購入費補助等)を活用して、鳥獣被害対策を実施していく。

⑩ブランド米である「はるみ」等、米の収益性の向上と、販路拡大を図るための検討をしていく。